（監理支援事業を遂行する能力）

第四十五条　法第二十五条第一項第二号の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　［略］

二　申請者の常勤の役員又は職員（監理支援の実務に従事する者に限る。）の数が次のいずれにも該当すること。

イ　［略］

ロ　監理支援に係る監理型育成就労外国人の数を四十で除して得た数（その数が一未満である場合には、一とする。）を超えていること。

［三～五　略］

（外部監査人）

第四十七条　［略］

2　法第二十五条第一項第五号の主務省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当する者であって役員の監理支援事業に係る職務の執行の監査を公正かつ適正に遂行することができる能力を有するものであることとする。

［一・二　略］

三　次のいずれにも該当しない者

イ　［略］

ロ　申請者の構成員（監理支援を行う監理型育成就労に係る育成就労産業分野に属する技能を要する業務に係る事業を営む者に限る。）若しくはその役員若しくは職員又は過去五年以内にこれらの者であった者

ハ　育成就労実施者（監理支援を行う監理型育成就労実施者を除く。）又はその役員若しくは職員

［二～チ　略］

3　［略］

（監理支援事業を遂行する能力）

第四十五条　法第二十五条第一項第二号の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　［同上］

二　申請者の常勤の役員又は職員（監理支援の実務に従事する者に限る。）の数が次のいずれにも該当すること。

イ　［同上］

ロ　監理支援を受ける監理型育成就労外国人の対象となっている監理型育成就労外国人の数を四十で除して得た数（その数が一未満である場合には、一とする。）を超えていること。

［三～五　同上］

（外部監査人）

第四十七条　［同上］

2　法第二十五条第一項第五号の主務省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当する者であって役員の監理支援事業に係る職務の執行の監査を公正かつ適正に遂行することができる能力を有するものであることとする。

［一・二　同上］

三　次のいずれにも該当しない者

イ　［同上］

ロ　申請者の構成員（申請者が監理支援を行う監理型育成就労に係る育成就労産業分野に属する技能を要する業務に係る事業を営む者に限る。）若しくはその役員若しくは職員又は過去五年以内にこれらの者であった者

ハ　育成就労実施者（申請者が監理支援を行う監理型育成就労実施者を除く。）又はその役員若しくは職員

［二～チ　同上］

3　［同上］

（許可証）

第五十七条　［略］

2　［略］

3　許可証の交付を受けた者は、次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、その日から十日以内に、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める許可証を返納しなければならない。

［一～三　略］

4　［略］

（許可の有効期間の更新の申請等）

第五十九条　［略］

2　法第三十一条第四項の主務省令で定める額は、四千四百円に監理支援事業を行う事業所の数を乗じて得た額とする。

3　法第三十一条第五項において準用する法第二十四条第五項の主務省令で定める額は、五万七千六百円に監理支援事業を行う事業所の数を乗じて得た額とする。

4　［略］

（連絡調整等に関する基準）

第六十六条　法第三十九条第三項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　［略］

二　監理支援に係る監理型育成就労外国人が育成就労実施者の変更を希望する場合において、当該監理型育成就労外国人を対象として新たに育成就労を行わせようとする者に対し、当該育成就労に係る育成就労計画の認定の申請のために必要な情報を提供すること。

三　［略］

（監理支援機関の業務の実施に関する基準）

第六十七条　法第三十九条第四項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

［一～三　略］

（許可証）

第五十七条　［同上］

2　［同上］

3　許可証の交付を受けた者は、次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、その日から十日以内に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める許可証を返納しなければならない。

［一～三　同上］

4　［同上］

（許可の有効期間の更新の申請等）

第五十九条　［同上］

［項を加える。］

2　［同上］

（連絡調整等に関する基準）

第六十六条　法第三十九条第三項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　［同上］

二　監理支援を受ける監理型育成就労の対象となっている外国人が育成就労実施者の変更を希望する場合において、当該外国人を対象として新たに育成就労を行わせようとする者に対し、当該育成就労に係る育成就労計画の認定の申請のために必要な情報を提供すること。

三　［同上］

（監理支援機関の業務の実施に関する基準）

第六十七条　法第三十九条第四項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

［一～三　同上］